

表 彰 規 程

公益社団法人山口県障害者スポーツ協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人山口県障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が障害者スポーツの発展に貢献した者を表彰し、その功績をたたえるため必要な事項を定め、もって障害者のスポーツ振興に資することを目的にする。

(表彰)

第2条 会長は、障害者スポーツに顕著な功績またはその他の模範として推奨するに値する業績のあった、山口県在住の者を表彰する。

(表彰種類)

第3条 表彰は次のとおりとし、基準は別に定める。

- (1) 特別功労賞 障害者スポーツ発展のため、特に顕著の功績のあった者
- (2) 功労賞 永年にわたり障害者スポーツの発展に功績のあった者並びに地域や各種関係団体で障害者スポーツの発展に功績のあった者。
- (3) 特別賞 障害者スポーツにおいて顕著な成績をあげた者。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、会長が表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰を受けた者の氏名又は名称及び事績の概要是、協会の発行する会報等に掲載し公表する。

(候補者の推薦等)

第5条 協会は、表彰に値すると認められる者があるときは、その実績を調査するものとする。

2 各関係機関・団体は、表彰候補者があるときは、その実績を調査し、協会に推薦するものとする。

3 会長は、前項の規程にかかわらず候補者を推薦することができるものとする

(提出書類)

第6条 前条に定める推薦または調査する場合には、別紙様式の推薦書を提出するものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者の決定は選考会で審査して行う。

選考会のメンバーは、会長、常務理事、理事2名及び事務局長とする。

(その他)

第8条 功績の認定及び表彰方法について、会長が必要と認めるときは、理事会の承認を経て別に定めることができるるものとする。

2 表彰を受ける者が、表彰前に死亡したときは、その遺族に対し、表彰を行うものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成22年1月26日から施行する。
- 3 この規定は、平成27年1月2日から施行する。